

第3章 認知症施策の推進（あいちオレンジタウン推進計画）

概要

- 厚生労働省が行った認知症高齢者数の推計を本県に当てはめると、2015年の約27.7万人から2040年には最大で約54.6万人となると見込まれ、65歳以上の高齢者における認知症高齢者数は、2015年の約7人に1人から、2040年には約4人に1人になるとされています。
- 認知症は、自身や家族、身近な人がなることを含め、誰もが関わる可能性のあるものであり、認知症について「じぶんごと」として取り組むことが重要となります。
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができ、認知症の人を含めた一人ひとりが、相互に人格と個性を尊重しあいながら、地域で共に暮らしていく社会の実現を目指していくことが求められています。

（国の動向）

- 認知症施策については、内閣官房長官を議長とする「認知症施策推進関係閣僚会議」において、2019年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）により、取組が進められています。
- 大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされ、以下の5つの柱に沿って、関係する施策とKPI／目標が位置づけられています。

共生：認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる
 予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」

◇ 認知症施策推進大綱 具体的な施策の5つの柱

認知症施策推進大綱 具体的な施策の5つの柱	
①	普及啓発・本人発信支援 <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業・職域での認知症サポーター養成の推進 ■ 「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
②	予防 <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充 ■ エビデンスの収集・普及 等
③	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ■ 早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化 ■ 家族教室や家族同士のびあ活動の推進 等
④	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 <ul style="list-style-type: none"> ■ 認知症になっても利用しやすい生活環境づくり ■ 企業認証・表彰の仕組みの検討 ■ 社会参加活動等の推進 等
⑤	研究開発・産業促進・国際展開 <ul style="list-style-type: none"> ■ 薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

- 大綱の対象期間は2025年までとされており、策定後3年となる2022年12月には、進捗状況についての確認が行われ、一部のKPI/目標については見直しがされるとともに、進捗状況が低調な項目については、今後の対応方針が示されました。
- さらに、2023年6月には、認知症に関する初の法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「法」という。）」が成立し（、2024年1月に施行され）ました。
- 法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。
- また、地方公共団体は、地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされています。都道府県は、「都道府県認知症施策推進計画」を策定するよう努めることとされており、計画の策定・変更等に際しては、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めることとされています。

◇ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 基本的施策 ◇

5.基本的施策	
①	【認知症の人に関する国民の理解の増進等】 国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
②	【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】 ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策 ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
③	【認知症の人の社会参加の機会の確保等】 ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策 ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
④	【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
⑤	【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】 ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策 ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策 ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
⑥	【相談体制の整備等】 ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
⑦	【研究等の推進等】 ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等 ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
⑧	【認知症の予防等】 ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策 ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力	

（本県の状況）

- 本県では、2017年9月に、保健・医療・福祉の専門機関が集積する「あいち健康の森」とその周辺地域（大府市、東浦町）が一体となって、「認知症に理解の深いまちづくり」の先進モデルをめざす「あいちオレンジタウン構想（以下「構想」という。）」を策定し、2期にわたるアクションプランに基づき、「地域づくり」と「研究開発」の両面から取組を進めてきました。

◇ あいちオレンジタウン構想の概要 ◇

[基本理念]

地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現

[スローガン]

認知症じぶんごと ONE アクション

[アクションプランの取組]

◆ 第1期アクションプラン（2017.9策定 計画期間2017.9～2020年度）

地域づくり	I 既存の社会資源の機能強化 ①医療資源・介護資源の機能強化 ②地域の医療・介護専門職の家族介護者支援力向上 ③若年性認知症の人への早期相談支援体制づくり
	II 新たな社会資源（企業・大学）の巻き込み ①認知症の人にやさしい企業サポーターの養成 ②認知症パートナー宣言の創設
	III 社会資源の有機的連携 認知症カフェを中核とした有機的連携の実証
研究開発等	IV 国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究等の推進 ①認知症予防の共同研究の実施 ②国立長寿医療研究センターの病院機能の拡大

◆ 第2期アクションプラン（2020.12策定 計画期間2021～2023年度）

地域づくり	I 本人発信支援（認知症への理解促進） 認知症本人大使の委嘱、大使と協働した普及啓発
	II 意思決定支援 専門職研修における意思決定支援プログラムの導入
	III 地域人材の活用 認知症地域支援推進員の研修プラットフォームの構築
	IV 企業連携 「あいち認知症パートナー宣言」と「認知症の人にやさしい企業サポーター養成」の一体的取組の推進
	V 若年性認知症の人への支援 ①若年性認知症の人への早期相談支援体制の構築 ②若年性認知症の人等の社会参加支援モデルの構築
	VI 災害時等における支援 ①認知症高齢者の災害時支援モデルの構築 ②新しい生活様式に対応した認知症カフェにおける交流の推進
研究開発	VII 研究開発 国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究の推進

- さらに、認知症の人が尊厳を保持し、認知症の人や家族が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すため、2018年12月に、認知症施策に関する基本的な理念や取組の方向、関係者の責務などを総合的に規程する「愛知県認知症施策推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。
- 条例では、老人福祉計画及び介護保険事業支援計画において、認知症施策についての基本的な方針等を定めることとしており、2021年3月に策定した「第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画」からはその一部を、条例に基づく計画として位置づけ、認知症施策の推進を図っています。
- こうした取組により、アクションプランに基づく各モデル事業の実施・全県展開や国立長寿医療研究センターの新棟整備による機能強化など、県内各地において認知症施策が進展し、構想の取組には一定の成果が得られたところですが、構想の基本理念である「認知症に理解の深いまちづくり」の重要性はますます高まっているため、この理念を継承する「あいちオレンジタウン推進計画」を策定し、認知症施策を全県で総合的・計画的に推進していきます。

【「あいちオレンジタウン推進計画」について】

位置づけ

法第12条第1項及び条例第9条第1項に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方針等を定める計画

名 称

あいちオレンジタウン推進計画

・あいちオレンジタウン構想の理念を継承し、さらに取組を推進していくことを表しています。

基本理念

地域で暮らし、学び、働く人々が、「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会の実現

- ・ 認知症は、誰もが関わる可能性がある身近な病気です。
- ・ 県民の一人ひとりが、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症の人を含めた誰もが相互に尊重しつつ支え合いながら共に暮らす地域づくりに「じぶんごと」として取り組んでいくことが大切です。

スローガン

認知症じぶんごと ONE アクション

- ・ 「ひとりひとりが自分にできることを考え、はじめの一步を踏みだしましょう」と呼びかけています。

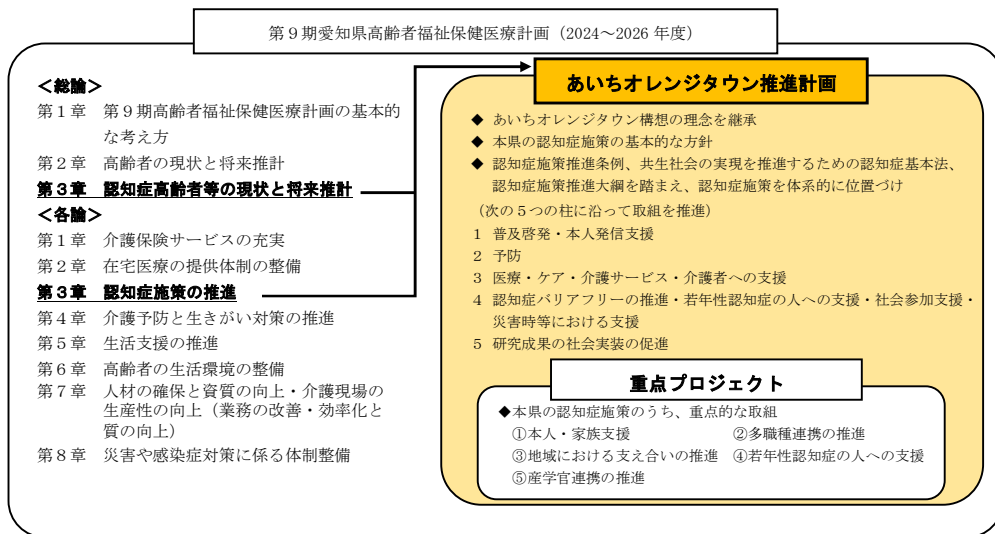
構成

国の大綱を踏まえ、認知症施策を体系的に位置付けるとともに、あいちオレンジタウン構想の2期にわたるアクションプランの取組・成果や、新たな課題等を踏まえた重点的な取組を「重点プロジェクト」として位置付けます。

推進体制

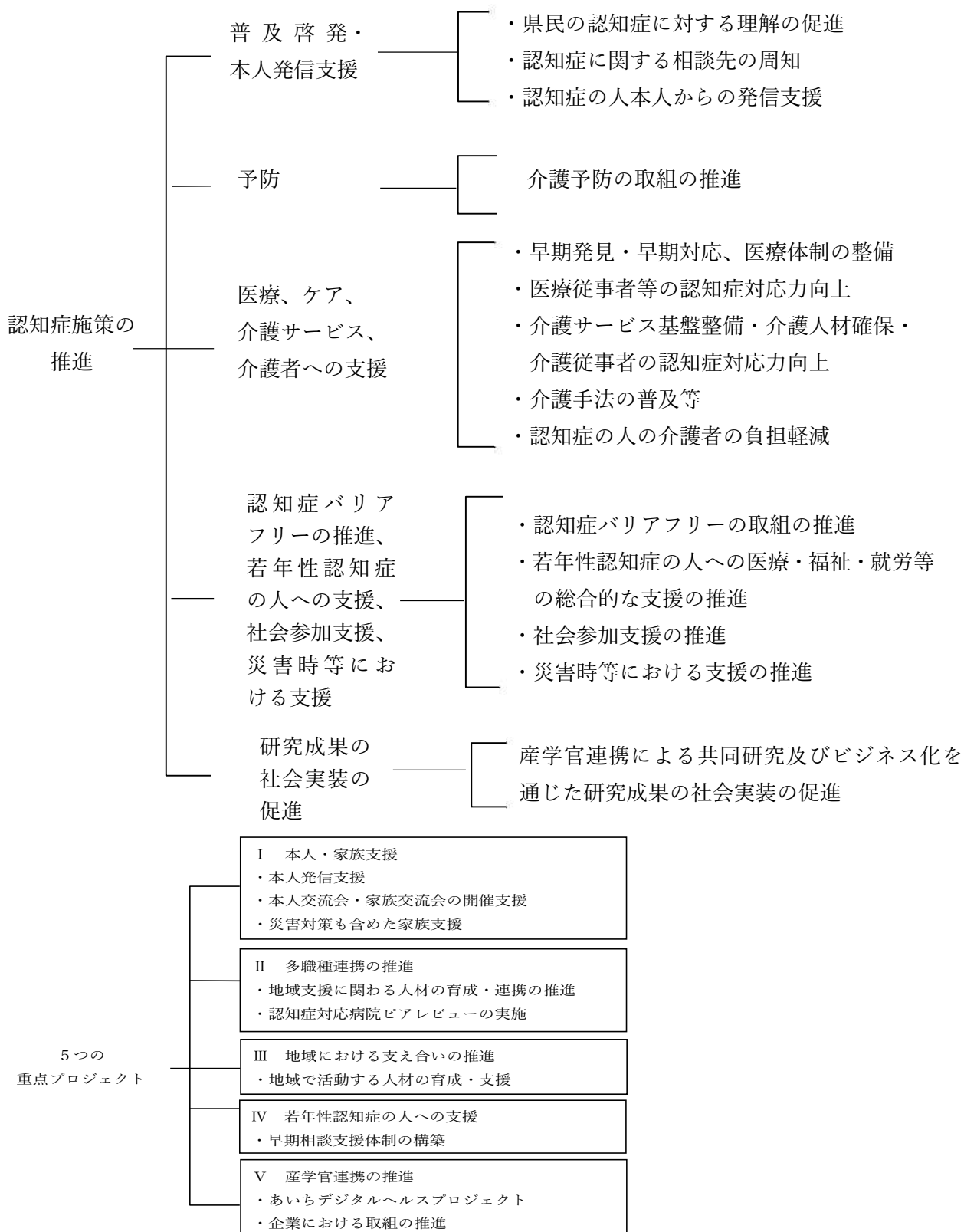
認知症の人、家族、有識者等を構成員とする「愛知県認知症施策推進会議」において進捗管理を行っていきます。

◇ 計画の関係(イメージ図) ◇



◇ 認知症施策の推進の体系 ◇

施策の推進に当たっては、全ての認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて進めることを基本として、国の大綱の5つの柱を踏まえ、次のとおり進めます。



・本章において、「★」が付いている取組は「重点プロジェクト」を示しています（本文の一部の取組の場合も含む）。

1 普及啓発・本人発信支援

現状・第8期計画の評価

(認知症の理解促進)

- 認知症は、自身や家族、身近な人になることを含め、誰もが関わる可能性のあるものであり、他人事ではなく、「じぶんごと」として考えることが必要です。そして、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域とともに創っていくことが重要です。
- 認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」は、2023年度9月末現在、768,741人となっています。また、認知症サポーター養成講座の講師等を担う「キャラバン・メイト」は2023年9月末現在、6,343人で、すべての市町村に配置されています。

◇ 認知症サポーター養成状況（2023年9月末現在）

区分	2020年度までの累計	2021年度	2022年度	2023年度(～9月末)	合計
県	17,528人	209人	164人	86人	17,987人
名古屋市	151,897人	7,448人	8,927人	2,093人	170,365人
市町村	505,949人	29,093人	32,580人	12,767人	580,389人
計	675,374人	36,750人	41,671人	14,946人	768,741人

- 「キャラバン・メイト養成研修」や、サポーター活動を行う際に実践の場で必要となる認知症に関する知識や、認知症の人と身近に交流し、必要に応じて手助けするための対応スキルを身に付けるための「認知症サポーターステップアップ研修」を開催しています。
- 企業は、接客やサービス、製品等を通して、認知症の人の身近な生活に関わっていることから、認知症の人への理解を深め、地域の一員として、地域とともに創っていくことが重要です。
- 認知症に理解の深いまちづくりの実現に「じぶんごと」として取り組み、その取組内容を宣言していただく企業・大学を「あいち認知症パートナー企業・大学」として登録を進めています。(2023年11月30日現在：63社、18校が登録)

◇ あいち認知症パートナー企業の宣言例

- 従業員への認知症の人にやさしい企業サポーター養成（ONE アクション研修の実施）、地域包括支援センターと連携
- 認知症サポーターを全店舗に配置
- 認知症サポーター養成講座の講師役を務めるキャラバン・メイトを配置
- 市町村と高齢者の見守り活動に関する協定を結び、地域住民に普段と違う様子が見られた場合は、市町村へ連絡
- 地域住民を対象に認知症予防セミナーを開催



資料 愛知県福祉局作成

- 認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関等向けに、認知症について正しく理解し、日常の業務でさりげなく支援できるよう、県が考案した「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」の普及を図っています。

◇ ONE アクション研修の実施状況（2023年12月1日現在）

	2021年度まで		2022年度		2023年度		合計	
	研修実施 職場数	受講者数	研修実施 職場数	受講者数	研修実施 職場数	受講者数	研修実施 職場数	受講者数
小売	29	265	13	322	4	45	46	632
金融・保険	109	1,143	42	218	13	248	164	1,609
公共交通	53	1,001	9	74	10	59	72	1,134
その他	8	51	14	177	17	194	39	422
計	199	2,460	78	791	44	546	321	3,797

- 「世界アルツハイマーデー」（9月21日）及び「世界アルツハイマー月間」（9月）にあわせ、「認知症県民フォーラム」の開催や、県庁舎を認知症のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップすること等により、広く県民への理解促進を図っています。

（相談先の周知）

- 地域包括ケアに関する情報発信の充実を目的に、高齢者と地域をつなぐプラットフォームとして、地域包括支援センターや、地域包括ケアに関する地域イベント及び活動団体の情報検索機能の他、認知症チェックといった認知症情報を掲載した「あいち地域包括ケアポータルサイト」を開設しています。

（本人発信支援の推進）

- 認知症の人本人が自らの言葉で語り、希望を持って暮らしていく姿は、認知症及び認知症の人に関する社会の見方を変えるきっかけとなり、多くの認知症の人に希望を与えるものとなるとともに、認知症の人同士が、自身の経験等を共有し、希望や思い、不安や悩みを話し合える機会は、「認知症とともに生きる」ために、とても重要な機会となります。さらに、施策や地域づくりにおいて、本人の声を活かしていくことが求められます。

- 2021年7月に2名の「愛知県認知症希望大使」を委嘱しました。大使には、県や市町村等が開催する普及啓発活動や研修、本人交流会等で、「認知症とともに生きる」姿を発信いただき、大使と協働して認知症及び認知症の人への理解促進を図っています。
- 地域におけるピアサポート活動の事例紹介や認知症の人本人からピアサポートについてお話しいただく研修の開催や、ピアサポーターの発掘・育成など、市町村におけるピアサポート活動の支援を行っています。

基本方針

- 認知症の人を含めた一人ひとりが、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らしていけるよう、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めます。
- 認知症に関する相談先の周知を図ります。
- 認知症の人が自身の経験等について、自らの言葉で語る機会を確保し、認知症になっても希望をもって暮らすことができる姿を積極的に発信していくことのできる環境づくりを推進します。

2026年度までの目標

(認知症の理解促進)

- 「認知症サポーター」及び「キャラバン・メイト」を養成するとともに、認知症サポーターがチームオレンジを始めとする地域活動につながるよう、「認知症サポーターステップアップ研修」を開催します。★
- 児童生徒の認知症に関する理解促進のために、児童生徒向けの認知症サポーター養成講座の実施の他、小中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動を推進します。
- 「あいち認知症パートナー企業・大学」の登録推進を通じ、地域や職域における認知症及び認知症の人に関する理解の促進を図ります。
- 地域包括支援センター等と連携し、「認知症の人にやさしい企業サポーターONEアクション研修」の一層の普及を図ります。★
- 法により位置づけられた「認知症の日」(9月21日)及び「認知症月間」(9月)の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。

(相談先の周知)

- 「あいち地域包括ケアポータルサイト」等を活用し、地域の高齢者等の保健医療・介護等に

関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び地域における認知症の専門機関である認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談先の周知を図るとともに、「あいち地域包括ケアポータルサイト」の利用促進を図るための普及啓発を図ります。

(本人発信支援の推進)

- 「愛知県認知症希望大使」に県や市町村等が行う認知症に関する講座等でお話しいただくなど、多様な連携機会を創出し、大使と協働して認知症及び認知症の人への理解促進を図ります。
★
- 本人交流会や認知症カフェ等、認知症の人が参加する場において、本人が安心して参加し発信するために必要な支援について助言を行うなど、市町村における本人発信支援の取組を支援します。★
- 市町村におけるピアサポート活動を推進するための研修を開催するとともに、本人交流会を継続的に開催できるよう支援し、本人同士の交流を促進します。★

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
認知症サポーターの養成	県市町村	585,523人 (2022年度)	増加	認知症サポーターを養成する。
本人の意見を重視した施策の展開	市町村	18市町 (2022年度)	全ての市町村 (2025年度)	市町村における本人ミーティング等の実施を促進する。
愛知県認知症本人大使と協働した普及啓発★	県	愛知県認知症希望大使と協働の実施	愛知県認知症希望大使との協働の継続	愛知県認知症希望大使と協働して認知症及び認知症の人への理解促進を図る。

2 予防

現状・第8期計画の評価

- 世界保健機関（WHO）では、2019年に、世界中の認知症に関する研究から認知症等のリスクを減らす可能性があるアプローチをまとめた「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」を公表し、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されました。

※ 認知症予防：「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味。

◇ 「認知機能低下および認知症のリスク低減のためのガイドライン」12対策の推奨の概要

テーマ	推奨内容	エビデンスの強さ		テーマ	推奨内容	エビデンスの強さ	
		エビデンスの強さ	推奨の強さ			エビデンスの強さ	推奨の強さ
身体活動による介入	身体活動は、認知機能正常の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨される。	中	強い	体重管理	中年期の過体重、または肥満に対する介入は認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～中	条件による
	身体活動は、軽度認知障害の成人に対して認知機能低下のリスクを低減するために推奨してもよい。	低い	条件による		高血圧の管理	高血圧の管理は、現行のWHOガイドラインの基準に従って高血圧のある成人に対して行われるべきである。	低い～高い (介入の種類による)
禁煙による介入	禁煙介入は、他の健康上の利点に加え、認知機能低下と認知症のリスクを低減する可能性があるため、喫煙している成人に対して行われるべきである。	低い	強い	高血圧の管理		高血圧の管理は、高血圧のある成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	低い～高い (認知症の転帰に視して)
	栄養的介入	地中海食は、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨してもよい。	中		条件による	糖尿病の管理	糖尿病のある成人に対して、内服やライフスタイルの是正、または両者による糖尿病の管理は現行のWHOのガイドラインの基準に従って行われるべきである。
WHOの健康食に関する推奨に準拠して、健康なバランスのとれた食事はすべての成人に対して推奨される。		低い～高い (食事の成分による)	強い	糖尿病の管理	糖尿病の管理は、糖尿病患者に対して認知機能低下や認知症リスクを低減するために行ってもよい。		非常に低い
ビタミンB・E、多価不飽和脂肪酸、複合サプリメントは、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために推奨されない。		中	強い		脂質異常症の管理	脂質異常症の管理は、脂質異常症のある中年期の成人において認知機能低下と認知症のリスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い
アルコール使用障害への介入	危険で有害な飲酒を減少または中断することを目的とした介入は、他の健康上の利点に加えて、認知機能正常または軽度認知障害の成人に対して認知機能低下や認知症のリスクを低減するために行われるべきである。	中 (観察研究によるエビデンス)	条件による	うつ病への対応		・現在のところ、認知機能低下や認知症のリスクを低減するために抗うつ薬の使用を推奨するエビデンスは不十分である。 ・成人に対する抗うつ薬や心理療法を用いるうつ病医療は、現行のWHO mhGAPガイドラインの基準に従って行われるべきである。	-
認知的介入	認知トレーニングは、認知機能正常または軽度認知障害の高齢者に対して認知機能低下や認知症リスクを低減するために行ってもよい。	非常に低い～低い	条件による		難聴の管理	・認知機能低下や認知症のリスクを低減するために補聴器の使用を推奨するエビデンスは不十分である。 ・WHOICOPEガイドラインで推奨されているように、難聴を適時に発見し治療するために、スクリーニングと難聴のある高齢者への補聴器の提供が行われるべきである。	-
社会活動	社会活動と認知機能低下や認知症のリスクの低減との関連については、十分なエビデンスはない。ただ、社会参加と社会的な支援は健康と幸福と強く結びついており、社会的な関わりに組み込まれることは一生を通じて支援されるべきである。	-	-				

補足) 活用に当たっては、「エビデンスの強さ」より「推奨の強さ」を参考にすることを奨めている。

資料 日本総合研究所：認知機能低下および認知症のリスク低減 WHO ガイドライン, 2020 をもとに愛知県福祉局作成

- 2019年6月に策定された国の大綱では、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく」とし、「予防」については、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である」としています。
- 大綱に基づき、国では、「認知症予防に資する取組の事例収集や実践に向けたガイドライン」が作成され、認知症予防に資する取組・事業の推進は、健康づくりから介護予防、疾患管理等

を含む形で包括的に進められることが期待されるとしています。また、認知症関連 6 学会から「認知症予防に関する民間サービスの開発・展開にあたっての提言」がなされ、生活者及び事業者が、認知症予防効果や限界を理解するとともに、サービス提供事業者においては、適切なエビデンスに基づくソリューション開発や情報発信が重要であることが指摘されています。

- 2023 年 6 月に成立した法では、予防に関連して、以下のように位置付けられました。

第 1 章 総則

(基本的理念)

第 3 条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

6 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

第 3 章 基本的施策

(認知症の予防等)

第 21 条 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 県では、市町村が行う介護予防の取組を支援するため、市町村や地域包括支援センター職員に対する研修や、地域の高齢者が集う通いの場をより魅力あるものとし活性化を図るため、通いの場に関するフォーラムを開催しています。
- 高齢者に対する健診等の保健事業は、75 歳以上については後期高齢者医療広域連合が実施主体となりますが、それ以前は国民健康保険を始めとする保険者ごとに実施されています。また、介護予防は市町村ごとに実施されており、それぞれが管理する健康状況や生活機能の情報が連携されていないという課題について、2020 年 4 月 1 日に施行された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」等の法整備により、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する取組が進められています。
- 地域における認知症予防の実践活動を担うボランティアである認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）について、あいち健康プラザ内に設置した国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザがお互いの強みを活かした共同研究を行い、養成研修会のカリキュラムや認定要領を策定し、あいち健康プラザにおいて 2019 年度から育成を開始しています。

基本方針

- 市町村が行う介護予防の取組を支援します。

2026年度までの目標

- 市町村が行う介護予防の取組を支援するため、市町村や地域包括支援センター職員に対する研修や、地域の高齢者が集う通いの場に関するフォーラムを開催します。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を、全市町村で実施するとともに、優良事例の横展開を行うことなどにより、市町村における取組の更なる質の向上に向けて支援を行います。
- 認知症・介護予防の普及啓発活動や、市町村や地域包括支援センターとの協力による認知症・介護予防事業推進に向けた実践活動、自主的・自発的な高齢者支援に向けた実践活動などを身近な地域において行う「認知症予防リーダー（あいちオレンジリーダー）」を着実に育成し、地域における認知症・介護予防活動を推進します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	2026年度までの目標	事 業 内 容
介護予防に資する通いの場への参加率	市町村	4.3% (2021年度)	8.0% (2025年度)	介護予防に資する通いの場への参加率の向上を図る。

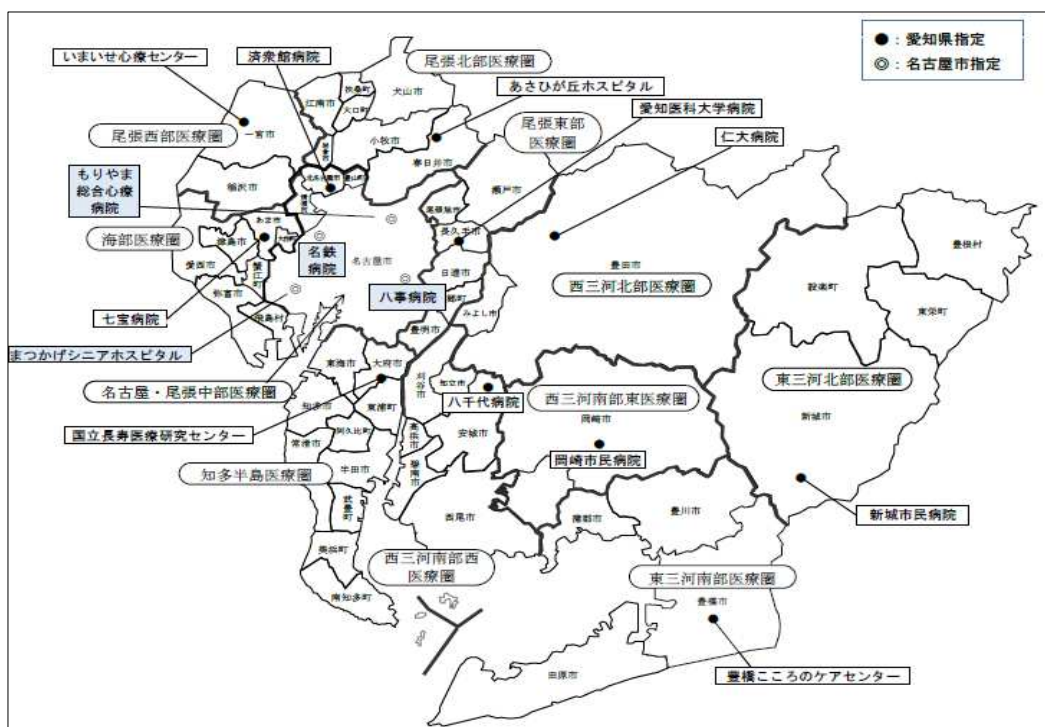
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

現状・第8期計画の評価

(早期発見・早期対応、医療体制の整備)

- 認知機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、地域の医療機関や認知症疾患医療センター等の日ごろからの有機的な連携が必要です。
- 市町村では、地域の支援機関間の有機的なコーディネートや、認知症ケアパスの作成・活用、地域支援体制づくり、認知症の人や家族への相談等を行う「認知症地域支援推進員」を配置しています。2023年4月時点で、全市町村で計384人の地域支援推進員が配置されており、全ての市町村で認知症ケアパスが作成されています。
- 県では、認知症地域支援推進員の活動に必要な知識や県内外の多様な取組事例等の紹介する研修の開催や、こうした研修の動画等を掲載する「研修プラットフォーム」(国立長寿医療研究センターと連携して開発したeラーニングシステム)の運営を通して、認知症地域支援推進員と市町村の協働や活動の機能強化を図っています。
- 複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人・家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」は、2023年4月時点で、全市町村で計97チーム設置されており、チーム員向けの研修の開催により、その活動強化を図っています。
- 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム等、認知症に関わる地域支援を担う様々な人材や機関について、地域の実情に応じた連携と役割分担が重要となります。
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、専門医療の提供や地域連携の推進の役割を担う「認知症疾患医療センター」を、東三河北部医療圏を除く10圏域で11センター設置しています。

◇ 県内の認知症疾患医療センターの配置状況（2023年8月1日現在）



資料 愛知県福祉局作成

(医療従事者等の認知症対応力向上の促進)

- かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等は、認知症の早期発見・早期対応、医療の提供等のための地域ネットワークの中で重要な役割を担っています。かかりつけ医による健康管理や歯科医師による口腔機能の管理、薬局における服薬指導、医師・看護師等による本人・家族支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことが重要です。
- 医療従事者を対象に、以下の認知症対応力向上研修を実施しています。

対象	内容
かかりつけ医	認知症発症初期からの認知症本人やその家族の支援方法等
歯科医師	認知症の人に応じた適切な歯科治療・口腔管理等
薬剤師	認知症の人に応じた適切な服薬指導・服薬管理等
病院勤務の医療従事者	病院内での認知症の人へのケア等
看護職員	医療機関等における入院から退院までの認知症の人への対応等
病院勤務以外の看護師等	認知症の基本知識や認知症の人への社会資源等

- 認知症の診療に習熟し、かかりつけ医を始め地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携を推進する「認知症サポート医」を養成するとともに、認知症サポート医に対しては、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図るため、「認知症サポート医フォローアップ研修」を実施しています。

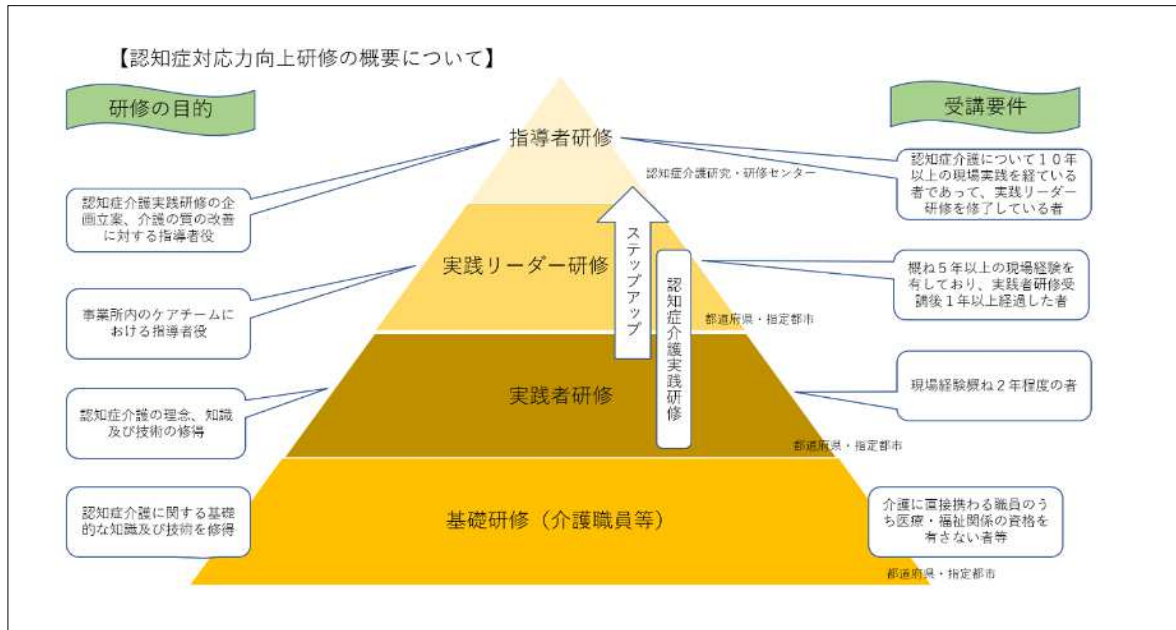
- 医療機関における認知症ケア体制の構築を支援するため、病院に対する個別指導として認知症対応病院個別指導に取り組んできました。2023年度からは、各病院の認知症ケアに関する課題や特徴の把握、課題解決等に向け、各病院に設置された認知症サポートチームが相互に業務評価を行う認知症対応病院ピアレビューを実施しています。

(介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進)

- 認知症の人は、それぞれの状況に応じて、様々な形で介護サービスと関わりながら生活をしていくこととなります。介護サービス基盤の整備や高齢者介護を支える人材の確保を図るとともに、介護従事者が本人主体の介護を行えるよう認知症対応力向上を図ることが重要です。
- 計画的に介護事業所の整備等の推進を図り、介護サービス基盤の充実に努めるとともに、今後さらに拡大されると予測される介護ニーズに対応するため、介護職の魅力発信や「介護・リハビリ支援ロボット」の利活用を促進し、介護人材の確保を進めています。
- 介護従事者等を対象に、以下の認知症対応力向上研修を実施しています。

研修	内容
認知症介護基礎研修	認知症介護に関する基礎的な知識・技術
認知症介護実践者研修	認知症介護に関する理念、実践的な知識・技術
認知症介護実践リーダー研修	認知症介護のケアチームを構築するための知識・技術、指導・マネジメント能力向上に資する知識等
認知症介護指導者養成研修	認知症介護実践者研修の講義・運営等に関する知識・技術
認知症介護指導者フォローアップ研修	認知症介護指導者養成研修修了者の指導能力の向上に資する最新の認知症介護に関する専門的な知識・指導方法等
認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識
認知症対応型サービス管理者研修	認知症対応型サービス事業所の運営・管理に必要な知識・技術
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護、複合型サービスの計画を適切に作成する上で必要な知識・技術

◇ 認知症介護従事者の認知症対応力向上研修の体系図



資料 愛知県福祉局作成

(介護手法の普及等)

- 本県には、認知症ケア手法の普及や専門職員の人材育成・確保、医療と介護の効果的な連携方策などの研究・研修に専門的に取り組む中核的機関である「認知症介護研究・研修大府センター」が立地しており、同センターに設置された「全国若年性認知症支援センター」では、若年性認知症に関連する制度や研究結果等について定期的に情報提供や研修、相談支援を実施しています。本県では両センターの運営費を助成しています。
- 認知症の人が意思決定が困難と思われる場合であっても、本人の意思や自己決定が尊重され、尊厳をもって暮らしていけることが重要であり、本人の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、本人の自己決定に基づく日常生活・社会生活を送るための支援ができるよう、医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を導入しています。
- 在宅看取りを行う医療機関の充実及び、施設や後方支援を担う医療機関での看取り体制の強化を図り、入院医療機関等における相談体制も含め、患者の意思がより尊重される形で人生の終盤を地域で迎えることができる体制の整備を進める必要があります。

(認知症の人の介護者の負担軽減の推進)

- 認知症の人と家族等が地域において安心して生活していくためには、認知症の人のみならず、家族等への支援が必要です。介護者人口の増加とともに、介護者の状況が多様化しており、相談支援に加え、家族同士の交流や介護サービス等の利用、仕事と介護の両立支援など、介護者の状況や本人の認知症の進行に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要です。

- 要介護の高齢者を介護する家族を支援するため、市町村では、介護教室や介護者交流会等が開催されており、地域包括支援センターでは、保健・医療・福祉サービスの利用や成年後見制度の活用など幅広い相談に応じています。県では、市町村関係職員や地域包括支援センター職員などを対象に、家族介護者からの相談に対応するために必要な資質の向上のための研修を実施しています。
- 認知症の人やその家族等が、気軽に相談ができるように、公益社団法人認知症の人と家族の会愛知県支部に委託し、認知症の介護の経験者等による電話相談窓口を設置しています。
- 認知症の人の家族介護者を対象に、介護の力を身に付け、認知症の人と安定した生活を送れるよう、介護の仕方などについて学ぶ家族支援プログラム講座や、重度認知症を中心とした終末期の高齢者の看取りなどについて学ぶ重度介護家族サポート講座を開催しています。
- 認知症の人の家族介護者と接することが多い地域の医療・介護専門職（かかりつけ医、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター職員等）を対象に、介護者の受容段階に応じた「介護者に寄り添う支援」や「介護者の力を引き出す支援としてのピアサポート」などを学ぶ研修会を開催しています。

基本方針

- 認知症の人が地域で安心した生活が継続できるよう、認知症の早期発見・早期対応、医療体制の整備に努めるとともに、保健・医療・福祉のサービスが切れ目なく提供されるよう有機的な連携を推進します。
- かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師、身体合併症等への対応を行う一般病院等の認知症対応力の向上を図るとともに、認知症サポート医の養成を推進します。
- 介護サービスの基盤整備や介護人材の確保を図るとともに、介護従事者の認知症対応力の向上を図ります。
- 認知症介護に関する研究や認知症ケア手法の普及等を支援します。
- 認知症の人の介護者の負担軽減を推進します。

2026年度までの目標

（早期発見・早期対応、医療体制の整備）

- 認知症地域支援推進員や初期集中支援チーム、介護保険事業所等、地域支援に関わる関係者の有機的な連携を推進するための研修会を開催します。★

- 認知症地域支援推進員の研修プラットフォームのさらなる活用を進めていきます。★
- 認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動の充実を図るための研修を実施します。
- 地域の認知症に関する医療提供体制の中核を担う「認知症疾患医療センター」における、認知症の速やかな鑑別診断や症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の充実を図るとともに、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援や継続した日常生活支援の提供等を行います。また、認知症サポート医やかかりつけ医、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、認知症の人やその家族への支援体制のネットワークづくりを進めます。
- 認知症疾患医療センター間の連携・情報共有を図るとともに、センターの質の向上を図ります。

(医療従事者等の認知症対応力向上の促進)

- 認知症サポート医の養成研修とフォローアップ研修及びかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、身体合併症への対応を行う一般病院の医療従事者、看護職員等への認知症対応力向上研修を実施し、更なる質の向上を図るとともに、これらの間の連携を促進します。
- 各病院における認知症ケアの体制の向上を図るため、各病院に設置された認知症サポートチームが相互に業務評価を行う認知症対応病院ピアレビューを実施し、チームの質の向上を図ります。★

(介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進)

- 多様な生活課題を抱える高齢者のニーズに対応できるよう、地域の実情に応じ、介護事業所の整備・指定等の推進を図り、介護サービス基盤の充実を図ります。
- 特に若い世代を対象とした、介護職情報発信ポータルサイト「介護の魅力ネット・あいち」について、介護職が本来持つやりがいや社会的意義等の理解が促進されるよう内容を充実し、学生や教員等へのさらなる周知を図るとともに、小中学生・高校生向けに作成した介護のイメージアップ用DVD・小冊子の学校現場におけるさらなる活用促進に努めます。
- 今後、更なる需要拡大が見込まれる「介護・リハビリ支援ロボット」などのロボット産業を振興するとともに、開発企業と介護施設等利用現場のマッチングを支援し、介護現場におけるロボットの利活用を促進することにより、社会実装の実現を図ります。
- 認知症介護指導者、認知症介護実践者及び認知症介護実践リーダーの養成を図るための研修を実施するとともに、介護職員等が認知症介護に関する基礎的な知識・技能を修得するための

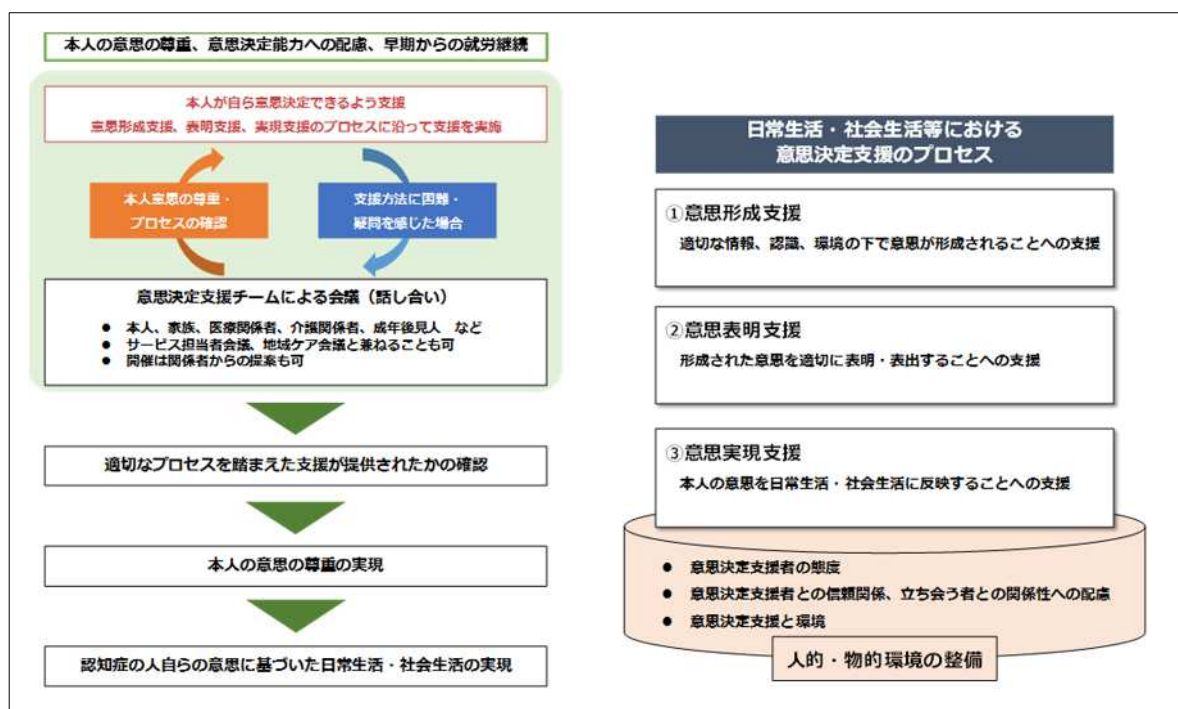
研修を実施します。

- 認知対応型サービス事業開設者、事業管理者及び介護計画作成担当者向けに、事業所の管理・運営、小規模多機能型居宅介護事業計画等の作成に必要な知識・技術を修得するための研修を実施し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

(介護手法の普及等)

- 「認知症介護研究・研修大府センター」における認知症介護に関する研究や認知症ケア手法の普及等を支援します。
- 医療・介護従事者向けを始め認知症に関する各種研修において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を導入し、意思決定支援の必要性や重要性についての理解を促進します。★

◇ 意思決定支援の考え方 (左)・プロセス (右)



(左)資料 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン (2018年6月)」(厚生労働省)

(右)資料 上記資料を基に作成

- 在宅での看取りが可能な体制を確保するため、医療機関における適切な情報提供や相談体制のあり方、本人や家族の意思決定が困難な事例への対応方法など、人生の最終段階における医療提供体制に関する検討を進めます。

(認知症の人の介護者の負担軽減の推進)

- 介護者同士が不安や悩みを共有・共感するとともに、介護に関する様々な情報交換の場となる家族交流会の開催を支援します。★

- 認知症の人の介護等について、介護等を未経験な方や経験の浅い方にとって今後の介護への備えにもなるよう、在宅介護に役立つ手引き等を作成します。★
- 市町村関係職員や地域包括支援センター職員などを対象に、家族介護者からの相談に対応するために必要な資質の向上のための研修を実施します。
- 認知症の人を介護する家族等に対し、認知症の進行段階に応じて、介護の方法やコツ、サービスや支援制度の利用、終末期の看取り等、介護に関する知識や理解を深めるとともに、介護者同士の交流を図るための講座を実施します。
- 認知症の人を介護する家族と接する機会の多い専門職（介護支援専門員や地域包括支援センター職員等）に対し、家族支援について学び認知症介護のスキルアップを図るための研修を実施します。また、医療・介護専門職に、ピアサポートの場となる地域の「認知症家族交流会」など、家族介護者支援ができる社会資源の紹介をし、普及を図ります。
- 認知症の介護等に関する電話相談を実施するとともに、相談者が必要な支援を受けられるよう、市町村等関係機関との連携を図ります。
- 育児・介護休業法等に基づく休業制度等の適切な導入促進や、制度を利用しやすい職場の構築など誰もが安心して働き続けられる職場環境づくりのため、企業向けに介護と仕事の両立に関するセミナーを開催します。
- 家族介護者の増加とともに、介護家族者も多様化していることから、介護家族者の現状や声を踏まえて、ニーズに合わせた介護家族者支援のあり方の検討に努めていきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2026年度までの目標	事業内容
認知症地域支援推進員の新任者・現任者研修受講率	県 市町村	89.5% (2022年度)	全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講 (2025年度)	全ての認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講できるよう支援する。
認知症地域支援推進員の業務内容の実施率★	市町村	国要綱に定める地域支援推進員の業務内容のうち取り組んでいるものの割合 65.5% (2022年度)	向上	認知症地域支援推進員が各地域の認知症施策を推進できるよう支援する。

項 目	実施 主体	現 状	2026年度までの目標	事 業 内 容
認知症初期集中 支援チームの訪 問実人員数	市町村	年間 1,072 人 (2022 年度)	年間 2,100 人 (2025 年度)	初期集中支援チーム における訪問実人員 数を増加させる。
医療・介護従事 者向け研修にお ける意思決定支 援に関するプロ グラムの実施★	県	実施	継続実施	医療・介護従事者向 け研修において、「認 知症の人の日常生 活・社会生活にお ける意思決定支援ガ イドライン」の内容を 実施する。認知症介護 基礎研修)
在宅介護者向 け手引書等の 作成★	県	—	手引書等の 作成・普及	在宅介護者向けの 手引書等を作成する。

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援・災害時等における支援

現状・第8期計画の評価

(認知症バリアフリーの推進)

- 認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など様々な場面で、外出や交流の機会を減らしているという状況があります。認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、行政や福祉・医療関係者だけでなく、生活に関わる幅広い民間事業者、住民等、社会全体で、生活のあらゆる場面における障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」に取り組んでいくことが重要です。
- 認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぎ、「共生」の地域づくりを推進する「チームオレンジ」の設置が地域で進められており、2022年度末時点で、22市町村36チームが設置されています。
- 認知症サポーターを、チームオレンジを始めとする地域での活動につなげるための「認知症サポーターステップアップ研修」や、チームオレンジの運営や活動を支援する「チームオレンジコーディネーター」の養成研修の実施、県内の活動事例等をまとめた「愛知県版チームオレンジ事例集」の作成を通して、チームオレンジの設置を促進しています。

◇ 愛知県版チームオレンジ事例集



愛知県版チームオレンジ事例集

チームオレンジの更なる推進を図るため、チームオレンジの整備や運営、活動等の参考となる県内の活動事例等を紹介。

- 認知症の人や家族、専門職や地域住民の交流の場となる認知症カフェは、介護事業所や地域包括支援センター、NPO、住民ボランティア等、多様な主体により、参加者のニーズや運営者の思いに応じた運営がされており、2022年度末時点で569か所設置されています。新型コロナウイルス感染症の影響により、活動の休止や縮小を余儀なくされたカフェも多くありましたが、徐々に再開されています。

◇ カフェの数、休止状況の推移

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
設置数	431	494	499	539	569
休止数	—	—	—	314	286

福祉局調査

- 2021年度にはコロナ禍における認知症カフェの実態調査を実施し、2022年度には、名古屋市、安城市、大府市において、オンラインツールの試みやカフェの運営向上を図るためのモデル事業を実施しました。調査結果やモデル事業の成果は、「認知症カフェサミット」で発信するとともに、認知症カフェ運営者等の交流を促進しています。
- 2022年中に、認知症またはその疑いがあり、警察に行方不明届が出された者は、県内で1,549人となっており、33人が死亡で発見されています。地域住民や民間事業者等も含めた見守りネットワークなど、認知症高齢者等が安心して外出でき、行方不明となっても早期に発見できる仕組みづくりが重要です。
- 行方不明となった認知症高齢者等の早期発見・保護及び市町村において保護した身元の判明しない認知症高齢者等の身元照会等を、市町村の範囲を超えて広域的かつ効率的に実施するため、「愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者 SOS 広域ネットワーク」を運営しています。
- 企業は、接客やサービス、製品等を通して、認知症の人の身近な生活に関わっています。企業における認知症の人への理解が深まり、店舗等での適切な対応やよりよい接遇・サービス等が提供されるとともに、認知症の人のニーズや意見を踏まえた新たなサービス等の創出といったより主体的な取組の促進が求められます。
- 認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関等向けに、認知症について正しく理解し、日常の業務でさりげなく支援できるよう、県が考案した「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」の普及を図っています。
- また、認知症の人にやさしいサービス等の創出を目指し、幅広い業種の企業を対象に「認知症の人にやさしい企業づくり勉強会」を開催するとともに、名古屋市と連携し、認知症の人と企業が交流する機会を通して、自社における取組等を検討するモデル事業を実施しました。
- モデル事業では、交流会の開催のほか、化粧教室や公共交通機関を用いての外出等を実施し、認知症の人と企業の協働のプロセスや取組成果について、報告会の開催や報告書の作成、認知症地域支援推進員研修プラットフォームへの掲載等により、全県への波及を図っています。

※ 共創ワーキングの取組紹介（囲み記事的に）

- 認知機能の低下や障害等により、判断能力が十分でなかったり、意思決定が困難となっても、

本人の意思が尊重され、地域において尊厳ある本人らしい生活を継続していけることが重要であるため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進、市町村における消費者保護や高齢者虐待防止・対応に関するネットワークづくりの支援等、権利擁護支援の取組を推進しています。

- 日常生活に必要な買い物や通院等だけでなく、趣味や旅行など、地域で本人らしく生活していくためには、地域の実情に応じた移動手段が確保され、安心・安全に外出できることは重要であるため、地域公共交通の維持・確保や高齢者の交通事故防止の取組を推進しています。
- 住まいは、安定した地域生活に不可欠な基盤であり、個々の状況に応じて適切な居住環境の確保が図られるよう、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」を推進しています。

(若年性認知症の人への支援)

- 65歳未満で発症する若年性認知症は、現役世代であることから、仕事や家事、子育て、親の介護など、多様な生活上の課題と向き合うこととなります。就労継続支援や社会参加支援、経済的支援、介護サービスや障害福祉サービス、家族への支援等、幅広い支援が求められ、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等を踏まえた切れ目のない適切な支援が重要です。
- 若年性認知症に関する医療・福祉・就労等の総合的な支援を行うため、認知症介護研究・研修大府センター内に、「愛知県若年性認知症総合支援センター」を設置し、「若年性認知症支援コーディネーター」を配置しています。
- センターでは、若年性認知症の人やその家族、企業等からの個別相談に応じて、コーディネーターが中心となり、市町村や地域包括支援センター、医療機関や介護・福祉事業所、就労支援機関等と連携し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等の個別支援を行っています。
- また、関係機関や支援者のネットワーク構築や理解促進を図るため、若年性認知症自立支援ネットワーク会議や研修を開催するとともに、広く一般への理解促進を図るための啓発セミナーの開催や、若年性認知症の人や家族の支援ニーズを把握するための意見交換会を開催しています。
- 若年性認知症の人に対する早期支援を適切に実施するためには、職場や家庭等での気づきから、相談・受診、診断から支援へと切れ目なくつながることが重要であり、医療機関との連携や、企業の理解促進、地域における支援体制の強化が必要です。
- 早期相談支援体制の構築に向けて、県内の認知症疾患医療センターの職員と愛知県若年性認知症総合支援コーディネーターを構成員とするワーキンググループの開催や、認知症の人やそ

の家族が望む支援を共有するための連携シートの作成・活用を通して、愛知県若年性認知症総合支援センターと認知症疾患医療センターの連携強化を図っています。

- また、若年性認知症について、職場における気づきや早期支援を促進するため、産業医向け研修の開催や労働関係のセミナー等における啓発を図るとともに、高齢・障害分野の連携促進のため、市町村や地域包括支援センター、介護サービス・障害福祉サービス事業所を対象とする研修等を実施しています。

(社会参加支援)

- 認知症となることで、外出や交流の機会の減少が懸念されますが、地域社会とのつながりを維持できるよう、既存の社会資源の有効活用や新たな社会資源の創出を図り、就労、地域活動やボランティア、趣味や知人との交流等、それぞれのニーズに応じた社会参加の機会が確保されることが重要です。
- 愛知県若年性認知症総合支援センターと連携し、豊田市及び長久手市において、就労やボランティア活動などの社会参加に向けた支援モデル事業を実施しました。モデル事業では、市民や企業への普及啓発や関係機関間の連携構築を進めつつ、企業や事業所などのマッチングを行うためのプラットフォームの構築（豊田市）や、交流の場としての認知症カフェの仕組みづくり（長久手市）等に取り組み、報告会の開催や認知症地域支援推進員研修プラットフォームへの掲載等により、取組成果の全県への波及を図っています。

(若年性認知症社会参加支援モデル事業 概要)

若年性認知症社会参加支援モデル事業について

愛知県若年性認知症総合支援センターと連携しながら県内2市において、若年性認知症の人等の就労やボランティア活動などの社会参加を推進するための支援モデル事業を実施するとともに、モデル事業の成果の全県波及を図るための取組報告会を開催した。

2021-2023年度事業内容

豊田市	長久手市
<p>若年性認知症の人と企業や事業所などのマッチングを行うためのプラットフォームの構築</p> <ul style="list-style-type: none">・早期発見に向けた啓発・研修会の開催・若年性認知症本人・家族交流会の開催・企業向け研修会の開催・本人の希望と企業などが協力できることのマッチングに関する課題の洗い出し	<p>若年性認知症の人の交流の場としての認知症カフェの仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none">・若年性認知症に関する勉強会の開催・市の認知症カレッジを参考にした研修会の開催・地域の医師や相談員、認知症相談員等を対象とした意見交換会の実施・若年性認知症の方だけでなく、多世代が参加できる「共工房」の実施

2023年度事業内容

モデル事業の取組報告会を開催するとともに、認知症地域支援推進員研修プラットフォームのコンテンツに掲載し、成果の全県波及を図る。

(災害時等における支援)

- 近年、全国各地で地震や豪雨等の災害が相次ぎ、今後、愛知県内においても、南海トラフ地震を始めとする災害が想定されています。認知症の人やその家族が地域で安心して暮らすためには、平時の支援とあわせ、災害等の非常時への備えの充実を図ることが重要です。

- 災害時には、環境の変化から、行動・心理症状の悪化や家族の心理的負担の増加等が懸念され、認知症の人の避難や避難所での生活には、地域住民の理解・支援が重要です。認知症の人や家族が落ち着いて行動できるよう、地域全体で支援する環境づくりが求められます。
- 認知症の特性や生活環境を考慮した災害時の支援を図るため、「認知症高齢者の災害時支援に関する愛知県と愛知県立大学との連携と協力に関する協定」に基づく協力、助言を得ながら、弥富市及びあま市の計3か所の認知症対応型グループホームを対象に、モデル事業を実施しました。
- モデル事業では、災害時に発生するであろう問題を想像し、具体的な備えにつなげていく「ドタバタイベント法」により、それぞれの施設において、職員向けの防災研修・訓練の実施や、防災マニュアルの作成等に取り組み、報告会の開催や認知症地域支援推進員研修プラットフォームへの掲載等により、取組成果の全県への波及を図っています。

※ ドタバタイベント法：発災時に起こりうると思われるすべてのドタバタイベントを抽出し、課題の整理を行い、備えるべき行動を検討することを目的とする手法で、愛知県立大学看護学部清水宣明教授が考案。

(災害時支援モデル事業 概要)

認知症高齢者の災害時支援モデルの構築について

「認知症高齢者の災害時支援に関する愛知県と愛知県立大学との連携と協力に関する協定」(2021.3)に基づき、同大学からの助言・協力を得ながら、市町村と連携し、県内3か所の認知症対応型グループホームを対象としたモデル事業を実施した。

2021-2022年度事業内容		
<p>弥富市① 認知症対応型グループホーム内での垂直避難方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の際の課題や危険箇所の洗い出し ・施設への避難訓練(入居者を建物の2階へ移動)の実施 ・入居者がTスクリーンした場合のGPSを活用した捜索方法の検討 ・防災マニュアルの作成 	<p>弥富市② 認知症対応型グループホーム内での避難方法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内での避難時の課題調査 ・災害用備品を使用した施設への避難訓練の実施 ・入居者がTスクリーンした場合のGPSを活用した捜索方法の検討 ・防災マニュアルの作成 	<p>あま市 認知症対応型グループホームと地域住民との災害時における連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災セミナーの実施や地域課題の把握 ・地域住民へ認知症リポート作成講座の実施 ・施設と地域住民による合同での避難訓練の実施 ・防災マニュアルの作成 
2023年度事業内容		
<p>モデル事業の取組報告会を開催するとともに、認知症地域支援推進員研修プラットフォームのコンテンツに掲載し、成果の全県波及を図った。</p>		

- 一方、認知症の人の多くは自宅で生活をしており、避難所への避難や避難所での生活が困難など、自宅に留まる人が多いことも想定され、家庭における災害時への支援も重要となります。
- また、認知症を含めた高齢者や障害者等、災害時要配慮者支援を迅速かつ適切に行うには、支援が必要な方を日頃から積極的に把握し、日常的な見守り活動や助け合い活動を進めることが有効であることから、こうした地域における支え合いを推進するための市町村地域福祉計画に、避難行動要支援者の把握・情報共有・安否確認方法等を盛り込むことが重要となっています。
- 本県では、市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をま

とめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」（2022年度改訂）を示し、取組を促しています。

基本方針

- 認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活していくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進します。
- 若年性認知症の人に対する医療・福祉・就労等の総合的な支援を推進します。
- 認知症の人の社会参加支援の推進を図ります。
- 災害時等における支援の充実を図ります。

2026年度までの目標

（認知症バリアフリーの推進）

- 「市民後見人養成研修」と連携しながら「認知症サポーターステップアップ研修」を開催し、チームオレンジの担い手となる認知症サポーターの養成を図ります。★
- チームオレンジコーディネーターの養成や、チームオレンジ事例集の作成・周知を通して、チームオレンジについての理解を深め、チームの設置促進を図ります。
- 地域コミュニティの担い手として期待される商店街の活性化を図るため、高齢者世帯に対する宅配サービスや移動販売、御用聞きサービスなどを実施する商店街の取組を支援します。
- 地域の認知症カフェ運営者や行政、認知症地域支援推進員等を対象とする研修を通して、認知症カフェについての理解の促進を図るとともに、交流を促進します。★
- 認知症高齢者等の見守りネットワーク構築に関する研修会の開催や、「愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者 SOS 広域ネットワーク」の運営を通して、市町村域を越えた広域的な体制の構築・強化を支援します。
- 地域包括支援センター等と連携し、「認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修」に一層の普及を図るとともに、認知症の人にとって利用しやすいサービス等について考える新たなプログラムの開発・普及を図ります。★
- 企業が抱える認知症の人への顧客対応課題、市町村と企業の連携事例について共有及び意見交換する場を確保し、市町村と企業の連携を促進します。★

- 日常生活自立支援事業をより身近な地域で利用できるよう体制を整えるとともに、事業の啓発に努めます。
- 第2期成年後見制度利用促進基本計画で市町村のKPIとして定められている中核機関の整備及び市町村計画の策定を加速化するため、専門家を配置し、助言・支援を実施します。また、都道府県の役割とされている担い手の育成について、2024年度から新たに県自ら市民後見人及び法人後見実施団体の養成研修に取り組みます。★
- 高齢者等を消費者被害から守るため、「消費者安全確保地域協議会」の仕組みを活用し、地域社会全体で高齢者等を見守るためのネットワークの拡大を図ります。これに向けて、市町村における協議会の設置を促進するとともに、実効性のある見守りが実施されるよう支援を行います。
- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が的確に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するとともに、市町村において、高齢者虐待防止・対応のための関係機関等のネットワークづくりが推進されるよう支援します。
- 高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保するため、広域的・幹線的なバス路線の運行に要する経費の補助や、三河山間地域における市町村営バス等の運行に要する経費の補助など、地域公共交通の維持・確保に向けた支援を行います。
- 高齢者の交通事故を防止するため、事故防止に効果のある反射材の着用の促進、認知症対策の強化が図られた道路交通法及び運転免許証の自主返納制度を周知し、交通安全意識の向上を図ります。
- 頻繁に交通事故当事者となる高齢運転者に対する個別指導を始め、健康状態等を踏まえた、きめ細かな交通安全教育を高齢運転者等に実施することにより、高齢運転者の交通事故抑止を図ります。
- 高齢者が安心して暮らすための住まいとして、「愛知県高齢者居住安定確保計画」に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、高齢者等住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅の登録や入居支援、生活支援等を行う居住支援法人の指定を行うこと等により、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」を推進します。

(若年性認知症の人への支援)

- 愛知県若年性認知症総合支援センターの体制強化を図るとともに、相談窓口の更なる周知や医療・福祉・就労支援等の関係機関との更なる連携を図り、若年性認知症の人とその家族等の個々の状況に応じた相談支援を行います。
- 若年性認知症の人の支援に携わる関係機関等とのネットワーク構築や必要な知識・技術を修

得するため、会議や研修を開催するとともに、広く一般への普及啓発を図るための啓発セミナーの開催、意見交換会を通じた、本人・家族の支援ニーズの把握を行います。

- 若年性認知症の人の就労支援を促進するため、愛知県若年性認知症総合支援センターと愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等の連携を図るとともに、産業医に対する若年性認知症支援に関する研修や企業などに対する理解促進を図ります。★
- 若年性認知症について、早期から切れ目のない支援を行うことができるよう、医療機関や市町村、地域包括支援センター、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所など高齢・障害分野を含む幅広い関係機関との連携促進を図ります。★

(社会参加支援)

- 認知症の人に、県主催の認知症に関する研修等の運営に参画いただくことで、社会参加の場のひとつとするとともに、研修受講者に対する認知症の人への理解促進を図ります。★

(災害時等における支援)

- 平時だけでなく災害時も想定した在宅における介護に関する手引きを作成し、災害への備えを図ります。★
- 市町村において、避難行動要支援者の把握や安否情報・避難誘導體制の整備、個別避難計画の作成が進むように、働きかけます。
- 市町村において災害時における要配慮者支援に取り組む際に留意する事項等をまとめた「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」(2022年度)を示し、取組を促します。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	目標 (目標年次)	事業内容
チームオレンジの構築	市町村	22市町 (2022年度)	全ての市町村 (2025年度)	全ての市町村でチームオレンジを構築できるよう支援する。
認知症カフェ活動を推進するための研修の実施★	県	—	認知症カフェ活動を推進するための研修等の実施	認知症カフェの活動が推進されるよう研修を開催する。

項目	実施主体	現 状	目標 (目標年次)	事 業 内 容
認知症の人にやさしい企業サポーターONE アクション研修の新たなプログラムの開発★	県	—	開発・普及	新たなプログラムを開発・普及する。
成年後見制度に係る中核機関の整備	市町村	38 市町 (2022 年度)	全ての市町村 (2024 年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る中核機関が整備されるよう支援する。
成年後見制度に係る市町村計画の策定	市町村	43 市町 (2022 年度)	全ての市町村 (2024 年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る市町村計画が策定されるよう支援する。
市民後見人の養成研修の実施★	県	—	実施 (2024 年度)	全県を対象とした市民後見人養成研修を実施する。
法人後見実施団体の養成研修の実施	県	—	実施 (2024 年度)	全県を対象とした法人後見実施団体養成研修を実施する。
若年性認知症の人の早期相談支援体制（企業の理解促進）★	県	—	企業向け研修会等での講義	企業を対象とした研修会等で若年性認知症に関する講義を実施する。
社会参加支援の実施★	県	—	県が実施する研修等の運営への参加	県の研修における運営参加を通じて社会参加の場を創出する。
在宅介護者向け手引書等の作成★	県	—	手引書等の作成・普及	災害時への備えも含めた在宅介護者向けの手引書等を作成する。

5 研究成果の社会実装の促進

現状・第8期計画の評価

- 認知症は、未だ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルなど、様々な病態やステージを対象とした研究開発が求められています。
- 国立長寿医療研究センターとあいち健康プラザがお互いの強みを活かし、2018年から共同研究を行い、あいち健康プラザで実施している健康度評価をもとに、運動機能や口腔機能等の高齢者の特性を踏まえた「後期高齢者健康度評価」の開発や、後期高齢者に向けた健康支援プログラムである「認知症予防プログラム」の開発を進めました。
- 2021年度から2023年度にかけては、開発した後期高齢者健康度評価と認知機能評価の関連性の検証、運動の実践と継続が認知機能に及ぼす効果の研究、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた、新しい生活様式に即した運動・健康支援プログラム開発を進めました。
- また、国立長寿医療研究センターにおいて、認知機能低下の早期発見手法を開発するための「プラチナ長寿健診」を2018年度から2022年度まで実施し、延べ約1万人分の健診データの蓄積・分析により、県内市町村で活用可能な認知機能低下リスクを判定するチェックリストを開発しました。
- 国立長寿医療研究センターを中核とした産学官連携による共同研究を推進する中、健康長寿社会形成ビジネスモデル創出事業を2021年度から開始し、スタートアップの革新的ビジネスアイデアや最先端技術を積極的に活用することにより創出が期待される新たなビジネスモデルのブラッシュアップに向けたハンズオン支援・実証実験に向けた支援を実施しました。
- 引き続き、国立長寿医療研究センターを始めとする専門機関や活力ある大学・企業の集積の立地を活かし、超高齢化社会の課題解決のための社会実装を進めていきます。

基本方針

- 産学官連携による共同研究及びビジネス化を通じた研究成果の社会実装の促進を図ります。

2026年度までの目標

- 産学官の連携とデジタル技術の活用により、県民の「健康寿命延伸」と「生活の質の維持・向上」に貢献する新しいヘルスケアサービス・ソリューションの創出・提供を目指す「あいち

デジタルヘルスプロジェクト」を推進していきます。★

- 国立長寿医療研究センターとの協定事業として、各種プログラムをもとにした地域支援関係者の人材育成のための研修や、地域支援体制の整備を進めます。
- 認知機能低下のリスクがある方の早期発見に向けて、「プラチナ長寿健診」により開発された認知機能低下リスクを判定するチェックリストの市町村における活用促進を図ります。★

主要施策・事業

項目	実施主体	現 状	目標（目標年次）	事 業 内 容
あいちデジタルヘルスプロジェクトの推進★	県	—	サービス・ソリューションの社会実装数 ●件 (2028年度)	あいちデジタルヘルスコンソーシアムの事務局として、共創が生まれる仕組みづくりに取り組むとともに、新たなサービス・ソリューションの社会実装を促進していく。